

# ぐんま 100km ウォーク 大会規則

この規則は、ぐんま100kmウォーク大会要綱第7条に規定する、「ぐんま100kmウォーク（以下「本大会」という。）」の大会規則、禁止事項及び注意事項等として必要な事項を定める。

## 第1章 大会規則

### （参加の心得）

第1条 参加者は、自己責任で体調を管理し、本大会当日、体調不良の場合は参加を控える。

- 2 参加者は、本大会当日までに別紙に定める同意書をぐんま 100km ウォーク実行委員会（以下「実行委員会」という。）に提出しなければならない。

### （コース及び交通規則の遵守）

第2条 決められたコースを通過し、歩道のあるところでは歩道を通行し、信号機及び交通規則に従って通行する。

### （照明器具の持参及び点灯の義務）

第3条 安全確保のため、夜間の歩行時は携帯照明器具（ライト・懐中電灯など）を必ず点灯する。

- 2 参加者は、配布された夜間点灯LEDバッジを指定箇所（後方）に装着し、必ず点灯する。

### （安全配慮の義務）

第4条 交通事故、その他の事故に充分注意し、自らの危機管理には最善の対処をする。

### （未成年者の参加資格）

第5条 未成年者は、保護者の同意が無ければ本大会に参加することが出来ない。

- 2 未成年者は、本大会当日までに別紙に定める同意書を実行委員会に提出しなければならない。

### （体調不良時の棄権）

第6条 体調不良を起こした場合は無理をせず、勇気を持って棄権する。

### （棄権時の対処）

第7条 途中棄権者は、無断で帰宅をしてはならない。

- 2 途中棄権をする場合は、リタイヤ専用ダイヤルへ電話連絡する。

## 第2章 禁止事項

### （走る行為の禁止）

第8条 原則として、走ることを禁止する。なお、歩道の横断等の安全面においてやむを得ない場合はこの限りでない。

- 2 参加者及びボランティアスタッフは、前項に規定する走る行為を行う他の参加者を目撃した場合、速やかに、実行委員会へ報告をする。
- 3 前項により報告を受けた実行委員会は、速やかに当該者に対し警告及び注意を促すこととし、同一の者に対して再度報告を受けた場合には、当該者を失格とすることができる。

#### (迷惑行為の禁止)

第9条 健全な大会運営を維持するため、他人に迷惑の及ぶ恐れのある以下の行為を禁止する。

- (1) コンビニ等の店舗内駐車場の枠内や車止め等での休憩
- (2) ゴミ等の不法投棄
- (3) 歩行喫煙
- (4) 夜間における騒音を伴う行為
- (5) その他一般的な公衆道徳から逸脱し、他人に迷惑を及ぼす行為

#### (危険行為の禁止)

第10条 事故のない安全な大会運営を維持するため、交通事故等の発生の恐れがある以下の行為を禁止する。

- (1) 信号無視
- (2) 横断歩道のない車道の横断
- (3) 見通しの悪い箇所での飛び出し歩行
- (4) 並列歩行により他の歩行者の妨げになる行為
- (5) その他道路交通法に定める違反行為

#### (過度な支援行為の禁止)

第11条 大会参加者に対する参加者以外の者が行う支援行為について、本大会の大会要綱第2条に規定する大会趣旨に反する過度な支援行為はしてはならない。なお、自力歩行を妨げず、参加者の心の支えとなる応援はこの限りでない。

#### (参加者交代の禁止)

第12条 参加者の途中交代はしてはならない。

### 第3章 注意事項

#### (参加申込方法)

第13条 参加者は、大会運営に関する必要事項をwebにより送信し、参加申込をすること。なお、指定された決済方法による支払完了をもって参加申込の受付完了とする。

#### (当日申込の不可)

第14条 参加者は、指定された期間内に本大会の申込み及び決済することを条件とし、当日の申込み参加は不可とする。

#### (当日不参加の連絡)

第15条 参加者は、大会当日にやむを得ず不参加となる場合、その旨を実行委員会へ連絡しなければならない。

#### (遅刻の場合の取扱い)

第16条 本大会当日の受付終了時刻までに受付を完了しなかった者は、失格とする。

- 2 前項の規定は、予め遅刻の連絡があり、かつ、実行委員長においてやむを得ない事情があると認められる場合には、適用しない。

(申込者以外の参加)

第 17 条 本大会には、申込者以外の参加はすることが出来ない。

(傷害保険の範囲)

第 18 条 本大会の参加者及び運営委員全員が加入する国内旅行傷害保険は、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に限られるため、以下の場合には補償の範囲外となるので注意する。

- (1) 大会当日の体調不良による疾病（持病、熱中症、靴ずれや日焼けも含まれる）等
- (2) (1)に起因する傷害
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるもの
- (4) 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失によるもの
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるもの
- (6) その他急激かつ偶然な外来の事故によらないもの

(改定)

第 19 条 本大会規則の改定は実行委員会の承認を以って改定とする。

(施行日)

第 20 条 本大会規則は 2015 年 11 月 24 日を以って施行する。

(附則)

本大会規則は、2017 年 11 月 1 日を以って、改定施行する。